

帯広市における観光振興のための 新たな財源のあり方

2020年7月28日
帯広市

1. 観光振興のための新たな財源等について

観光振興のための新たな財源等について

- 観光振興のための新たな財源は、新たな事業などに充当することとし、観光コンテンツの開発や観光施設等の災害対応強化などに活用することを想定。

観光振興のための新たな財源等

- 観光客の利便性向上、満足度の向上、新たに観光客を増やす取り組みに充当
- 既存事業への単純充当はしない。新たな事業、既存事業の拡充、緊急性が認められるものに充当
 - * 観光振興のための新たな財源は基金に入れて管理し、歳入と歳出の調整を行う
 - * 導入後、透明性を確保するため外部委員会の設置などの仕組みを構築

観光振興に関する課題等

- ①魅力の向上（誘客の強化・観光消費額の拡大）
 - ・ 観光コンテンツの開発支援（アウトドア・食観光・まちなか観光）
 - ・ MICE誘致、観光プロモーションの強化
 - ・ 観光振興に関するマーケティング、戦略の策定、観光人材の育成確保等
- ②受入環境の充実（受入環境の整備）
 - ・ 観光施設・宿泊施設等の災害やバリアフリー対応の強化
 - ・ 観光施設・宿泊施設・飲食店などの外国語対応やキャッシュレス対応
 - ・ 観光ガイドの育成・整備
 - ・ 2次交通の充実（M a a S、自転車利用等）

(参考) 他市における観光入込客数1人あたりの観光予算額

- 観光入込客数1人あたりの観光予算額を自治体ごとにみると、帯広市は、他の道内主要自治体に比べ、多くも少なくもない。

道内自治体の観光入込客数に対する観光予算

自治体名	観光入込客数に 対する観光予算	観光予算 (2018年度)	観光入込客数 (2018年度)
札幌市	125円／人	1,983百万円	1,585万人
小樽市	25円／人	196百万円	781万人
釧路市	205円／人	1,084百万円	530万人
旭川市	45円／人	239百万円	527万人
函館市	91円／人	480百万円	526万人
帯広市	98円／人	286百万円	293万人
洞爺湖町	54円／人	141百万円	259万人

2. 新たな財源のあり方について

観光振興等に関する財源（帯広市の財源確保策の検討）

- 観光振興等に関する財源のあり方を検討するにあたり、「負担を求める対象」及び「負担を求める手法」を検討する必要がある。

検討に際しての論点

（１）負担を求める対象

- 観光振興のための新たな財源のあり方を考えるにあたり、負担を求める対象を検討する必要がある。
- 負担を求める対象としては、①帯広市民、②帯広市で事業を営む事業者、③帯広市を訪れる旅行者などが考えられる。

（２）負担を求める手法

- 負担を求める対象を踏まえた上で、負担を求める手法について、検討する必要がある。検討にあたっては、財源の安定的かつ継続的な確保を見込めることが必要となる。
- 負担を求める手法としては、自治体の自主財源として、①法定外目的税、②法定目的税の超過課税、③寄附金・協力金などが考えられる。

観光振興等に関する財源（自治体の自主財源）

- 自治体の自主財源については、法定外目的税や法定目的税の超過課税、寄附金・協力金などが考えられる。

地方税

法定外目的税

地方団体の特殊事情を勘案して、地方団体が設けることができるもの。総務大臣の同意を得た上で課税が可能。

法定目的税の超過課税

地方団体が課税する場合に、財政上その他の必要があると認める場合において、標準税率を超えた税率で課税ができるもの。

寄附金・協力金

寄附金・協力金

賛同を得た者からの寄附・協力を求めるもの。

観光振興等に関する財源（他自治体の財源事例）

- 他自治体をみると、遊漁税や環境協力税、宿泊税（法定外目的税）、入湯税（法定目的税の超過課税）など、さまざまな財源事例がある。

法定外目的税

名称	対象者及び税率	目的等	自治体名
遊漁税	河口湖で遊漁行為をする者（200円／日）	河口湖及び周辺環境の保全・美化、施設の整備費用	富士河口湖町
環境協力税	旅客船、飛行機等による伊是名村への入域者（100円）	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	伊是名村
宿泊税	京都市のホテル・旅館等の宿泊者（宿泊料金毎に200円～1,000円）	観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用	京都市

法定目的税の超過課税

名称	対象者及び税率	目的等	自治体名
入湯税	国際観光ホテル整備法に基づく登録対象施設の宿泊者（阿寒地区）（250円／泊）	阿寒地区の整備や観光振興の費用	釧路市

寄附金・協力金

名称	対象者及び税率	目的等	自治体名
かまくら想いプロジェクト	クラウドファンディング（目標額100万円・1人1口1万円）	市内10か所に観光ルート板を新設	鎌倉市

観光振興等に関する財源（財源確保策の比較）

- 他自治体における事例を踏まえ、観光振興等に関する財源について比較し、安定的かつ継続的な収入を見込むことのできるものを検討する必要がある。

財源確保策事例の比較

事例		宿泊税	入湯税超過課税	観光振興寄附金
種類		法定外目的税	法定目的税の超過課税	寄附金
論点 整理	対象	宿泊施設への宿泊者	鉱泉浴場への入湯者	観光客などの協力者
		○宿泊者の多くが観光客、ビジネス客	○入湯者には観光客やビジネス客のほか、市民も含む	○観光客やビジネス客のほか、市民も含め、任意の協力を求め、趣旨に賛同する者
	手法	宿泊行為への課税	入湯行為への課税	施設利用行為等への協力
		○新たに負担を強いるもの ○制度設計により、安定的かつ継続的な財源確保策となる可能性	○既存の法定目的税 ○帯広市の入湯税による税収入は、11,128千円（平成30年度）	○任意であるため、負担を強いるものではない ○任意であるため、収入規模の見通しが不透明

観光振興等に関する財源（道内自治体の観光振興財源の検討状況）

- 北海道内の自治体では、宿泊税や入湯税を中心として、観光振興財源を検討する動きがみられる。

北海道の検討状況

自治体	方法	税額・税率等	検討委員会開催状況等
北海道	（仮称） 観光振興税	道税を100円とし、市町村が独自に宿泊税を導入する場合は、それぞれ税額を設定するケースが望ましい	終了（～令和2年2月）

※検討状況は、北海道「（仮称）観光振興税に係る懇談会」における意見から抜粋

道内市町村の検討状況

自治体	方法	税額・税率等	検討委員会開催状況等
札幌市	宿泊税	定額制 （現時点では定額制の意見が多数）	終了（～令和元年12月）
小樽市	宿泊税	—	実施中（令和元年11月～）
釧路市	入湯税	250円／泊（100円／泊の上乗せ）	変更（平成27年4月～）
函館市	宿泊税	—	終了（～令和元年12月）
登別市	入湯税	300円／泊（150円／泊の上乗せ）	変更（令和2年4月～）
倶知安町	宿泊税	2％（定率制）	導入（令和元年11月～）

※検討状況は、各市町村における検討委員会等資料等から抜粋

観光振興等に関する財源（第1回検討委員会での意見）

- 第1回検討委員会では、新たな財源について、公平性や徴収のしやすさが重要といった意見や、安定した財源が必要といった意見などが寄せられた。

第1回検討委員会での主な意見

- 新たな財源の中で一番考えられるのは、安定した収入と考えると税。簡素であること、公平であること、徴収のしやすさが大事。
- 税は安定している財源で、うまく循環すると増えていく可能性がある、というのは大事な視点。
- 新しい財源としては、一番やりやすいのは宿泊税だと思うが、この地域はビジネス客も多いので、観光振興のため、と徴収するのは難しさもあるのでは。
- 公平性でいえば、宿泊税。入湯税とは分けて考えるべき。世界をみると、どこに宿泊してもほとんど宿泊税がとられ、宿泊税をいろいろな取り組みに活用するのが世界のスタンダード。
- 宿泊税等で100円、200円増えることに関してはそこまで抵抗はないが、徴収の仕方、清算の仕方が気になる。